

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第58号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 5 議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 同意第7号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 8 陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書
- 9 発委第5号 ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議について
- 10 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 11 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 12 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 13 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のおり（1名）

7番 山本岩雄君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長

山本佳史

議事係長

湯本寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	副町長	久保田敦君
教育長	竹内延彦君	会計管理者	小林佳代子君
総務課長	古幡哲也君	税務課長	高木和彦君
健康福祉課長	小林一夫君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	望月弘樹君
教育次長	田中浩幸君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	常田和男君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

7番 山本岩雄君から、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

1 議案第58号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)

議長(湯本晴彦君) 議事に入ります。

日程第1 議案第58号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第58号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正と債務負担行為の補正をしたものです。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ3,229万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億3,642万7,000円とするものです。

初めに、債務負担行為の補正ですが、令和6年度に小・中学校外国語指導助手派遣業務を追加したものです。

次に、補正予算の歳入から申し上げます。

15款国庫支出金の国庫補助金では、総務費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したものです。

なお、補正予算第5号にて民生費国庫補助金で見込んでおりました価格高騰緊急支援給付事業補助金については、臨時交付金を根拠として見込み、補正したものでありますので、今回交付額が内定となりましたので、改めて総務費国庫補助金に振り替えております。

19款繰入金では、財政調整基金繰入金を減額したものです。

次に、歳出について申し上げます。

3款民生費では、価格高騰特別対策支援事業の財源振替をしております。

9款教育費では、物価高騰に伴う学校給食費支援事業として、給食費の還元を計上したものです。

また、2款総務費から9款教育費にかけて、公共施設における電気料等価格高騰分への臨時交付金の充当をしたものです。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（古幡哲也君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林です。

債務負担行為の件ですけれども、これについて、何点かこの中で伺います。

債務負担行為というのは、本来、そもそも年度末に国等からお金が来てしまって、当然3月、年度内に消化し切れない、そういうものを次年度でそのお金を使うということだと思っておりますけれども、今回は増員2人と、合計5名と聞いておりますけれども、これについて債務負担行為とすることに特別問題はないんですか。

議長（湯本晴彦君） 質問は1件でよろしいですか。

12番（小林克彦君） はい、1件です。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） ご質問にお答えします。

債務負担行為としましては、将来の支出の原因となる行為でございまして、今回予算を組むというものではございませんで、令和6年度4月当初から外国語指導助手を配置するに当たりまして、その事前行為として、予算を伴う行為ではなく、その事前準備、選定作業における行為ですので、令和6年度の事業を予算化するための前提となる作業を行うということで、地方自治法の214条で債務負担行為という中で認められているものでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 分かりました。

それでは、今までの人数から2名増えることで、小学校、中学校ともにカリキュラムに及ぼす影響、これについては考慮されているのでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 教育次長。

教育次長（田中浩幸君） お答えいたします。

これまでのALTにつきましては、通常の学校の授業の教科の中で取り組む英語の科目の中で、処理をしています。

来年度実施するALTにつきましては、各小学校に1人ずつ常駐をさせ、中学校には2名を常駐させて、これまで学校の教科の中で取り組んだもの以外に様々な科目、または屋外における活動、総合教育の中で、多様な範囲でALTの皆さんを活用いただけるという、それによ

て、語学をさらにスキルアップをさせながら身につけていただきたいという思いがありまして、増員するという予定であります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 小林克彦君。

12番（小林克彦君） どの学校も英語教育には力を入れる時代になってきましたが、今回はALTの増員ということなんですが、いろいろ調べてみると、大手の塾が、今どの学校もタブレットを1人1台ずつ持っている時代なので、直接オンラインでできると。その特長は、その人のレベルというか程度といいますか、それに合わせてオンラインで受けられるということです。学校の授業が終わった後に、そういう勉強をしたいという意思のある子は、タブレットを学校ででもいいし、家庭へ持ち帰ってやると。もちろん事前に町で契約をしなければいけないわけですが、そのほうが、私は効果が上がるんじゃないかなと、町長がいつも話されている言語としての英語教育ということ。

それで、もちろん読み書き以外に話す会話能力となりますと、非常に個人差もあるということですので、その辺は検討されたかどうか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったようなやり方というものがあるということは、私自身も承知しておりますし、GIGAスクールが始まって以降、タブレットやオンラインを使ったそういった学習というものが大分浸透してきているなという印象はあります。議員がおっしゃるようなやり方も、大変有効だとは思ってはおります。

ただ、今回のALTというものは、実際には生身の人間とのコミュニケーションであると。もちろん、英語という言語を学ぶということが主ではありますけれども、例えば、ALTを通じて、その出身の母国の文化とか、そういったような歴史や背景等を知るといふ、そういう多文化共生、異文化理解みたいなことも期待しているというところが一つございます。

もちろん、今後の研究課題として、議員がおっしゃったようなことも、より効果が上がるというようなことであれば、ぜひ検討の一つに加えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） やはり債務負担行為のところ、1点だけ質問をお願いします。

今回、子供たちのカリキュラムの中に、先ほどの説明、校外活動やほかの授業でもというような説明でした。子供たちに実際に話せる、会話できる能力を身につけていただきたいというそういう意味合いでの英語教育の強化ということで、歓迎するところでありましてけれども、例えば、これを進めることで、子供たちの将来、例えば、留学だとかいろいろな形で出てきた場合に、学校のALTだけではなくて、もうちょっと、総合的な英語の強い子供たちで将来の人

材を育てるという意味合いで言えば、これだけできつと完結しないと思うので、将来的に、そういう子供たちに成長してもらって、この町にどう役立ててもらおうかという、その辺の構想というか考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。

今、議員がご指摘したような将来に向かって、より子供たちが広く世界に視野を広げ、留学であったりとか、また、海外での就労であったり、いろいろなそういったことに意欲を高めていただくということは、本当に望ましいことだと思っております。

現時点では、具体的にまだ留学のサポートの仕組みですとか、そういったようなことは構想として持っているわけではございませんが、これは町長もかねてよりおっしゃっているように、この町全体の魅力づくりにもつながると思いますので、町長部局とも協議を進めながら、ぜひそういった希望を持つ子供たちの夢をかなえるという観点からは、教育委員会としても精いっぱい努力したいと考えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） そういうことだと思うんです。やはり、子供たちが中学生の段階から英語に慣れ親しんで、将来的に、国際的に選ばれた観光地という町をつかっていくために、役に立ってもらえる人材に育ててほしいという意味合いだと思うんですけれども、学校の魅力だとかそういう部分について、恐らく町長にも考え方があろうと思うので、今回のALTだけではなく、今後、総合的に考えている町長の考えをお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 今ほど話のあったALTに関しましては、私の強い意向もあって、今回増員していただくということで、まず、本当に習うより慣れろというところでの英語教育だと思っています。英語に触れる機会をとにかく増やしていくということで、先ほど教育長と教育次長からも話があったように、生の人間と話すことで、その人の出身地ですとか、他文化にも興味を持ってもらいたいというところもあって、ALTを増員していくことで考えています。

その後の学校教育全般に関しましては、やはり、私は英語というのは、非常にもう世界共通言語ということで、最低限話せるようになるべきだと思っておりますので、そういうチャンスをとにかく子供たちに与えてあげることで、そういう機会をつくらせてあげて、その後は彼らがそこに対して興味を持つ、持たないというのは個々にあると思いますので、そこで興味を持った子供たちの、また行く先として、私としては友好都市などの環境をもっと増やしていくことで、留学先を増やしたりですとか、子供たちが外に興味を持ったときに、外に出てみたいというときへの窓口というものを、町も紹介してサポートしていくというようなことができればいいなと、私は個人的には思っております。

それから、山ノ内町が、やはり魅力のある教育をつくることで、また移住者が増え、経済活性化をするというところにつながっていくことと信じておりますので、教育にはこれからもしっかりと力を入れて、未来の子供たちへの先行投資ということで、力とお金を注ぎ込んでいきたいというふうに私は思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第58号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

-
- 2 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
 - 5 議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第2 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5 議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの4議案につきましては、去る12月6日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

それでは、総務産業常任委員会に付託された議案審査の報告をさせていただきます。

なお、議案第54号並びに第55号は、社会文教常任委員会との連合審査とさせていただきます。つきましては、常任委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年12月15日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

1. 委員会開催月日 令和5年12月8日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件 令和5年12月6日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、若干補足を含めて説明させていただきます。

まず、議案第53号は、庁舎の1階の厨房が、現在倉庫と101会議室としての使用、また、2階の町観光連盟が移転されたことに伴い、現状に即した見直しによる一部改正であり、委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

続いて、議案第54号は、町組織見直しに基づく一部改正で、見直しに係る主なものとして、総務課は、総務課と未来創造課に分割し、総務・管財・財政の3係に、未来創造課は、現在の企画係業務を地域創造係とし、移住国際交流係の2係で、ゼロカーボン指定宣言に伴う推進室設置を含め総合的な課題に関わる政策立案を担当します。

なお、入札及び契約準備における責任明確化と業務効率化のため、この業務は管財係に一元化されます。

住民税務課、健康福祉課については、以前からの課題であった分割構想において、窓口関係業務や環境部門を税務課と統合し、住民生活と関わりがある業務担当部署として設置されます。

また、健康福祉課では、子供支援業務は教育委員会へ移管。保険、医療、福祉、介護等の部門を所管するものであります。

次に、観光局の設置により、総務課の公社、地域振興係と観光商工係の商工、労政部門を除く業務及びインバウンド推進系の業務を移管します。なお、観光局に移管できない業務や観光商工業者関連対応として商工労政部門と併せ、引き続き観光商工係として担当し、観光商工課と農林課を統合した産業振興課が設置されます。

教育委員会では、委員会の分割に合わせ、子供支援業務を含めこども未来課を設置、学校教育係では、小・中学校対応のほか、児童クラブを所管。保育・幼児教育係では、保育所事業、

幼児教育施設への対応を行うものです。

また、不登校、児童虐待、発達障害などの課題対応として、こども家庭支援係が設置され、生涯学習課では、生涯学習の様々な面における支援を明示し取り組むために、生涯学習、スポーツ、人権、公民館部門を所管します。また、小学校統合に向けた学校統合準備室も設置されます。

なお、議案審査の意見として、教育委員会がすっきりしない、産業振興課と観光局のすみ分け、役割分担がはっきりしない。しかし、職域が反映されており賛成する。については、今後チェックしたいとの意見もありました。また、法規審査委員会を経て提案された議案であり、法的な問題がないため賛成との意見もありました。

委員会では、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

続いて、議案第55号は、公益法人等への職員派遣等に関する新たな条例制定ですが、本議案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員の公益的法人等での業務従事に当たり、職員派遣の適正化、手続及び職員の身分の取扱い等の明確化、統一的なルール設定、地域における人材の有効活用を介し、行政と民間の適切な連携協力に基づき、地方公共団体の施策の推進を図ることとされ、法に基づく事項を定めたものによる制定です。

なお、本条例は、令和6年4月からの山ノ内まちづくり観光局への職員派遣関連であり、詳細は、規則での整備が予定されています。

委員会では、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

続いて、議案第56号は、持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部改正に伴う子育て支援拡充施策の一つとして、国民健康保険税を免除することによる一部改正であります。

なお、産前産後期間における保険税を減額する制度に伴い、県から示された参考例に準拠した改正で、対象開始は令和6年1月からであります。

ちなみに、該当者は、来年3月までに出産の予定の方が3名、令和5年度は、現時点で2名との説明がありました。

委員会では、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

以上で報告を終わります。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより、委員長報告に対し一括質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第53号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第54号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第55号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第56号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

6 議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第6 議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る12月6日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

それでは、付託審査されておりました委員会の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年12月15日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 令和5年12月8日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（以上1件 令和5年12月6日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第57号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過について補足させていただきたいと思います。

まず、表決の結果ですが、賛成者全員です。

審査では、健康福祉課の子ども支援係より、制度及び改正の内容について資料を含めた説明を受けました。認定こども園法の改正によるもので、変更内容は国の基準のとおりであり、特段問題なしと判断し、可決すべきものと決定いたしました。皆様のご賛同をよろしく願います。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第57号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

7 同意第7号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長（湯本晴彦君） 日程第7 同意第7号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第7号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬8735番地1。

氏名、野竹重範。

生年月日、昭和53年5月5日。

任期は、令和5年12月21日から令和9年12月20日までの4年間です。

提案理由につきましては、任期満了により新たに任命するものです。十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第7号を採決します。

同意第7号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、同意第7号 山ノ内町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

8 陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書

議長（湯本晴彦君） 日程第8 陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、令和5年9月の第4回定例会において社会文教常任委員会の閉会中の継続審査となっていたもので、改めて委員長から審査の報告を求めることとします。
高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

それでは、審査報告をさせていただきます。

令和5年12月15日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 令和5年8月18日
3. 件 名
（陳情第6号） 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書
陳 情 者 長野市若里1-5-26
長野県保険医協会
会長 宮沢裕夫
4. 付託年月日 令和5年9月1日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

それでは、審査の経過について補足させていただきます。

まず、表決の結果ですが、賛成者1名です。

審査では、去る9月14日に、陳情者であります長野県保険医協会様より陳情の趣旨及び付託資料等の説明をいただきました。

当時の協議の結果は、今後、国の動向及びさらに慎重な審査を要するという判断から、継続審査とさせていただきます。

8日の審査では、近隣自治体の採決結果の状況、また、9月以降の国の動向及び町行政の考え方や町民への対応などを踏まえ、協議させていただきました。先ほどの審査結果にありますように、採決結果は不採択すべきものと決定いたしましたことを、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を不採択とすべきとの社会文教常任委員長の報告に対し、反対、すなわち原案に賛成の立場から討論いたします。

共同通信社の記事によると、厚生労働省は11月10日、マイナ保険証で診療情報を閲覧する仕組みを活用している病院の半数が、「患者にとっての利点はないと感じている」との調査結果を公表した。仕組みを活用していないとする病院も多かった。調査は、今年7月から9月に実施、968病院から有効回答を得た。

マイナ保険証を使うシステムが整備されているとした892病院のうち、「患者の同意を得て薬の処方歴などの情報を閲覧する仕組みを活用している」との回答は29.6%、「活用していない」は68.2%を占めた。「活用している」とした病院に、患者にとっての利点を複数回答で尋ねたところ、「特にない」「分からない」が最多の51.1%。病院自体が感じた効果についても、「特にない」「分からない」が42.4%で最も多かったと、共同通信社は報じています。

12月4日付の信毎が、「マイナ保険証、今のままでは…」 「駒ヶ根の歯科医院、負担増えた」「相次ぐトラブル、滞る事業」「一本化、一度立ち止まって」という記事を、1面トップから2面にかけて大きく掲載しました。全国で相次ぐマイナ保険証トラブルについて、歯科医院長の、便利になるどころか負担が増えただけ。政府は、来年秋のゴールありきではなく、一度立

ち止まって考えてほしい、本当に今の保険証を廃止しないといけないのですかとの怒りの声を紹介しています。

政府は、2021年10月から、マイナ保険証を読み取り、医療保険の加入先を確認するオンライン資格証明システムを本格運用。今年4月からは、医療保険に顔認証付カードリーダーの設置を原則義務づけました。

厚労省によると、県内の対象3,470機関のうち、システムを運用しているのは3,162機関、これは11月26日現在です。参加率は、90.8%に上っています。しかし、医療機関などの保険診療のうち、マイナ保険証を利用した患者の割合、利用率は、4月の6.30%をピークに、6か月連続で減少し、10月は4.49%にとどまりました。マイナポイント目当てでカードを取得したが、マイナ保険証の必要性は感じていないということです。

県世論調査協会が、10月に実施した調査では、健康保険証を廃止する政府方針に対し、「不安のほうが大きい」が67%、「期待のほうが大きい」の21%を大きく上回り、不信感が強いことが分かりました。保険証廃止は、国民の理解が得られてはいません。政府は、マイナカードを保有していない人のための資格確認書や、暗証番号の設定が不要な顔認証のみのマイナカード、マイナ保険証がなくても保険診療が受けられる資格情報のお知らせなどを相次いで発行する方針ですが、これが余計に現場の混乱を招いています。

今月12日の報道によると、政府はマイナンバーに関する総点検の結果、健康保険証や障害者手帳など、およそ1万6,000件のひもづけ誤りが見つかったと発表しました。政府の総点検などで判明したマイナンバーのひもづけ誤りは、健康保険証が8,695件、障害者手帳が5,645件、公金受取口座が1,186件など、合わせて1万5,907件です。このうち、245件は他人の個人情報が閲覧されていました。もうマイナンバー制度はぼろぼろです。「マイナカードを750枚含む約1万枚のカード偽造か、中国から指示受け、中国籍の女逮捕」という報道がされたのは、今月4日のことです。501万人分のマイナンバー情報が中国に流出したと一部の情報を裏づけるような事件でした。

今国会では、マイナ保険証の利用促進のため、補正予算案に計887億円の関連予算が盛り込まれました。一体幾ら国民の税金をつぎ込めば気が済むのでしょうか。これまで、マイナンバー制度につぎ込んだ税金は3兆円を超えようとしています。そもそも、マイナカードの取得は任意だったはずですが、強引な保険証の廃止で、実質義務化しようなどとするから様々な問題が噴出します。余計なお金をかけずとも、全ては現行の健康保険証を残せばいいだけの話です。

デジタル化の前提として最も重要なのは、個人情報の保護です。国が政治の透明性と説明責任を果たし、個人情報を適切に管理し、安心・安全を求める国民に信頼されることが必要です。急激な物価高騰と、今後予定されている負担増に不安を抱く国民をよそに、政治資金パーティーで裏金づくりに血道を上げているような岸田政権には、デジタル化など看板に掲げる資格はありません。

本陳情書は、健康保険証の存続を求めるという趣旨であり、マイナ保険証の廃止を求めている

るのではなく、現行保険証と両方残すという立場での陳情です。その願意は、極めて妥当なものだと判断します。不採択とすることは、多くの国民や医療関係者の切実な願いに背を向けることと言わざるを得ません。議員各位の賢明な判断をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 次に、社会文教常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

陳情第6号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立2人で少数です。

したがって、陳情第6号「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

9 発委第5号 ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議について

議長（湯本晴彦君） 日程第9 発委第5号 ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 山本光俊君登壇）

議会運営委員長（山本光俊君） 11番 山本光俊です。

それでは、発委第5号について申し上げます。

発委第5号 ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議について。

山ノ内町議会会議規則（昭和62年山ノ内町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年12月15日提出

議会運営委員長 山本光俊

令和5年12月 日議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

それでは、決議文を読み上げます。

ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議

本年10月、パレスチナ武装勢力ハマス等のイスラエル領内への越境攻撃によって、一般市民が犠牲となるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が、自国及び自国民の安全確保のためにハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行う中、ハマスとの戦闘において一般市民にも多数の犠牲が生じている。

国際連合安全保障理事会は、本年11月、特に子どもを守る重要性に鑑み、ガザ地区での戦闘休止や人質の解放等を求める決議を、我が国を含む賛成多数により採択しており、一般市民の危機的状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が表明されたところである。

しかしながら、現在も生命の危機にさらされ続けている人々の状況は極めて深刻であり、国際人道法のいかなる場合においても生命と尊厳を守るべきとの理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の早期鎮静化を図ることが求められている。

山ノ内町は、世界の恒久平和を願う「平和の町宣言」を始め、「世界平和大観音」や他に先駆けて「原爆の火」を灯すなど「平和」をことさら大切にしてきた町である。

よって、山ノ内町議会は、ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を強く求めるものである。

国会及び政府においては、国際社会の一員として、関係国・国際機関と連携しつつ、全ての当事者に対し採択された決議に基づく誠実な行動や国際人道法の遵守を求めるなど、あらゆる外交努力を尽くし、ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解放に向けた取り組みを継続するよう強く要請する。

以上のとおり決議する。

令和5年12月15日

山ノ内町議会

それでは、若干審査経過を申し上げます。

パレスチナ自治区、ガザを支配するハマスとイスラエルの衝突が続き、ガザの人道状況が悪化しています。12月12日に開催された議会運営委員会で、ガザ地区の状況を鑑みたときに、即時停戦、人質解放など危機的な人道状況の改善を求め、町議会として強く要請する必要があるとの発言があり、協議の結果、全会一致で発委により上程をすることといたしました。

以上となります。皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（湯本晴彦君） これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） ありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。

6番 湯本るり子君、登壇。

（6番 湯本るり子君登壇）

6番（湯本るり子君） 6番 湯本るり子です。

ただいまのガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議について、賛成の立場から発言したいと思います。

イスラエルの侵攻による悲惨な状況が連日報道されています。先日の新聞では、病院が攻撃され、抗生物質も痛み止めもなく、必要な麻酔がない中で帝王切開が行われ、中には女性と赤ちゃんが命を落とすこともあったと報じています。

イスラエルとパレスチナの問題で難しい状況なので、うまく言えませんので、我が党の方針を少し紹介したいと思います。

イスラエルのガザ攻撃の中止、即時停戦の合意を。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ、ガザ地区の人道状況は、極めて深刻な危機に直面している。イスラエル軍は、難民キャンプへの連続的な空爆をはじめ、民間人に甚大な犠牲をもたらす。空と陸と海からの大規模攻撃、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、ガザの人々を死のふちに追いやる封鎖、甚大な人道的災厄をもたらしている。住民の南部への移動強要など、国際人道法に違反する戦争犯罪を犯し、子供たちを含む多数の罪のない人々の命を奪っている。国連の人権専門家からは、ガザの実態をジェノサイドと厳しく警告する声が上がっています。

日本共産党は、中東和平のためには、国連の一連の決議でも確認されているように、イスラエルの占領地からの撤退、パレスチナ独立国家樹立を含む自決権の実現、両者の生存権の相互承認という3つの原則を踏まえた取組が必要であることを一貫して主張し、同時に、ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されない事態であることを主張しています。

日本は、国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した憲法を持つ国です。侵略戦争に命をかけて反対した唯一の党の議員として、本決議に賛成します。

令和5年12月15日。

日本共産党、湯本るり子。

議長（湯本晴彦君） ほかに討論はございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第5号 ガザ地区における即時停戦と人質の解放、危機的な人道状況の改善を求める決議については原案のとおり可決されました。

10 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

11 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

12 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

13 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（湯本晴彦君） 日程第10 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（湯本晴彦君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（湯本晴彦君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日から本日までの16日間の会期でありましたが、補正予算10件、条例の制定7件、契約締結1件、指定管理者の指定7件など、多くの重要案件が慎重に審議されました。

また、一般質問では9名の議員が登壇され、小学校の統合や防災無線チャイムの回数減に伴う対応、観光局設立に向けた準備状況など、町行政に対し、様々な観点から活発な論戦を展開いただきました。

町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁いただいたことに改めて感謝申し上げます。

なお、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきましては、今後の予算執行や行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

議員各位には、円滑なる議会運営のため格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに閉会を迎えることができますことに、心より感謝申し上げます。

さて、12月5日に、本年4月執行の山ノ内町議会議員選挙に関して、公職選挙法違反の疑い

で書類送検となっていた本議会議員が起訴されたとの報道がありました。町民及び関係者の皆様には、多大なるご心配とご不安をおかけしていますことを心からお詫び申し上げます。

議会議員とは、町民からの厳粛な信託を受けた立場を十分理解し、法令遵守はもとより、その品位と名誉を損なうことなく、町民全体の奉仕者として職責を果たしていかなければなりません。本議会では、この件を重く受け止め、公判の進展を注意深く見守りながら真摯に対応していくとともに、議員諸兄にも町民に信頼される議会運営に引き続き全力で取り組んでいかれることを願います。

本年も、残すところあと僅かとなりましたが、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行して以降、町内においても観光客の姿を多く見受けるようになり、コロナ前のにぎわいを取り戻しつつあります。また、10月には新東部浄水場の竣工、11月には湯田中駅前にインフォメーションセンターがオープンしました。また、アメリカ大リーグでも、日本人の大谷翔平選手がドジャースに入団が決まりました。当町においても、これからは発展していくときと、さらに願うものであります。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時期となります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもお体にご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和5年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、11月30日から16日間の会期中で、人事院勧告に関する補正予算のほか、一般会計・特別会計・企業会計の補正予算、一部改正条例の制定に関する審議、また、3日間の一般質問では、学校教育、観光関連などをはじめ、多岐にわたり活発なご議論をいただき、また、提案しました案件につきましては、全て原案どおりにご承認いただき、ありがとうございました。

気がつけば、今年もあと僅かとなりました。今朝、メジャーリーグでは、大谷選手が記者会見をしましたが、アメリカのメジャーリーグで日本人がアスリートとして契約金最高額というところは、また新しい時代に入ってきたと感じております。しかし、同時に、ウクライナ紛争やイスラエルなど、世界的にはエネルギーが高騰し、インフレが進み、日本はデフレ脱却をしなければいけないという時代ですが、世界中、先が見えない時代に入ってきた気がします。

思い返すと、2023年は私自身にとって大きな変化の年でした。人生で初めての選挙を経験し、初めて町長という仕事に就くことになりました。就任直後、初めての3月議会からスタートし、

国内外各地へのトップセールスや、北信広域連合、岳南広域消防組合など、様々な会議にも出席し、町の仕組みを理解してまいりました。

夏にはウクライナ大使の来訪や、新しい形の「山ノ内どんどん」の開催、秋にはDMOを目指した観光局のスタート、湯田中駅前インフォメーションセンターの開設、ゼロカーボンシティ宣言、そして、来年4月に向けた組織改革など、まだ1年目ですが、幾つかの新しい試みも無事にスタートさせることができました。

しかし、まだまだ新人町長であることには変わりなく、改革もまだまだ道半ばです。これからも、議会や町民の皆さんの声にしっかりと耳を傾け、未来の山ノ内町の姿を明確にイメージし、一步一步、改革を進めていきたいと決意を新たにしております。

この山ノ内町は、改めて「可能性の宝庫」だと感じております。多彩な観光資源、素晴らしい自然環境、豊富な温泉、おいしい果樹、そして、温かい人々や思いやりのある子供たち。国内で10か所しかないユネスコエコパークにも認定されています。

山ノ内町ほどの可能性を持っている自治体は、全国見渡してもそう多くはないと、皆に地元自慢ができる町だと思っておりますし、実際にアルペン選手としての現役時代から世界中で地元自慢をしてまいりました。

しかしながら、悪しき、古き習慣も少なからずあります。歴史から学ぶことは大切ですが、歴史に足を引っ張られたり、歴史を引きずることはあってはいけないことだと思っています。未来の子供たちのためにも、変わることが必要なときもあります。

今、変わらなければならないこのタイミングで、過去の悪しきしがらみを断ち切り、皆で未来を向き、共に未来を生きていく、共に未来をつくっていく、そんな覚悟を町民みんなで持つ必要があると考えます。いま一度、山ノ内町は皆で同じ未来を夢見て、町が一丸となる必要性があると切に感じています。何度でも言いますが、この山ノ内町には高いポテンシャルがあります。素晴らしい未来をつくれる可能性があります。

地球温暖化が進んでいる今、我々が共に協力し合いながら、次世代の子供や孫たちに何を残していけるのか、この我々世代が責任を持って考え、行動に移していかなければなりません。今、我々が行動を変えなければ、また、変えていかなければ、たくさんの負の遺産を次世代に残すこととなります。

昔、かの有名なアメリカ合衆国大統領、ジョン・F・ケネディが言いました。“Change is the law of life. And those who look only to the past or present are certain to miss the future.”

日本語で言うと、「変化とは人生の法則である。過去と現在しか見ない人は、確実に未来を見失う」。我々は未来を見据え、変化を恐れてはいけない、ということだと私は理解しています。

我々の任期は4年と短い間ではありますが、我々は責任を持ち、変化を恐れず、未来への道

筋をつくらなければなりません。

これから始まる2024年は、地球温暖化に関する環境問題への取組は必ず必要ですし、人手不足や物価高など、日本全体や山ノ内町の産業が直面している課題への取組に力を入れていくことも必要です。

町への移住者が増えるような施策を順次打っていき、若い人たちが、この町は「チャンス」だと思えるような町にすることが、この山ノ内町には必要だと考えます。魅力のある教育をつくり、訪れる人にも、住む人にも魅力のある町をつくり、経済を活性化し、高齢者サービスを充実させ、子育てのしやすい環境をつくり、町中から子供たちの声が聞こえる、そんな元気な町にしたいと考えています。

今までの20年間と、これからの20年間は全く違う取組が必要になります。言ってみれば、私たちは道なき時代に入ってきました。詩人の高村光太郎は、「僕の前に道はない、僕の後ろに道は出来る」と詠みました。私たちは、前例のない時代に、前例のないやり方で、若い人たちが住みたくなるような町の経済活性化を目指さなければなりません。

そのためにも、新たなる年には、新たなる思いと新たなる決意を持ち、町職員、議員の皆様、そして町民の皆さんとともに、すばらしい山ノ内町の未来を皆で描けるよう、私も町長としてフルスロットルで取り組む所存です。

年の瀬は何かとお忙しいことと存じますが、本格的な冬も近づき、インフルエンザもはやっているようですので、議員各位には健康に十分気をつけていただき、大切な人、大切なご家族と、よいお年をお迎えください。新しい2024年が希望に満ちた年となりますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和5年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 3時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員